

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） 会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会派代表質問

議長（君島一郎君） 日程第1、会派代表質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

中村芳隆君

議長（君島一郎君） 那須塩原21代表、14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 皆さん、おはようございます。議席番号14番、中村芳隆であります。会派那須塩原21を代表いたしまして、通告にしたがひまして、順次質問していきたいと思っております。

1、合併特例法による財政優遇措置の検証と今後の財政運営について。

地方分権の推進、少子高齢化社会の進展、国、地方を通じた財政の悪化等、地方行政を取り巻く情勢が大きく変化する中、市町村行政サービスの維持・向上を唱えつつ平成の大合併は進められ、那須塩原市も誕生いたしました。

国策による平成の大合併は、地方分権一括法及び市町村合併の特例に関する法律（以下、合併特例法）に基づく合併促進のための施策拡充により、一気に進展を見ることとなったわけでありましたが、その是非はともかく、本市も合併5年目の決算を迎え、財政面からの合併優遇措置の検証と、特例期間終了後の財政運営への課題の抽出とともに、その準備を進めるべきときと考えることから伺うものです。

那須塩原市誕生以来5年間の合併特例法による財政優遇措置の検証を伺う。

- ア、普通交付税による措置について
- イ、特別交付税による措置について
- ウ、合併特例債による措置について
- エ、その他補助金による措置について

財政優遇措置による事業、行政運営の有益性を含め、5年間の合併効果としての総括を伺う。

合併特例債活用による今後の事業について伺う。また、償還についても伺う。

普通交付税の合併算定替終了時の試算及び激変緩和措置5年間の試算を伺う。

合併特例法による財政優遇措置終了後の財政運営の課題及びその対策と、これらを踏まえた中長期の財政計画策定の必要性への見解と方針を伺う。

第1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 14番、那須塩原21、中村芳隆議員の会派代表質問にお答えをいたします。

1の合併特例法による財政優遇措置の検証と今後の財政運営についての補てんについてお答えをいたします。

の財政優遇措置の検証について、アの普通交

付税による措置につきましては、合併算定替により平成17年度から平成22年度までの6年間で71億233万2,000円、合併補正により平成17年度から21年度までの5年間で8億3,841万4,000円、合わせて79億4,074万6,000円の財政優遇措置を受けております。

次に、イの特別交付税による措置につきましては、合併市町村への支援と移行経費に対する支援として、平成17年度から平成19年度までの3年間で9億1,227万円の支援措置を受けております。

次に、ウの合併特例債による措置につきましては、合併年度、それに続く10力年度が活用期間となっており、新市建設計画に位置づけられた事業や市町村振興のための基金造成の財源として、合併特例債の発行が認められております。これまでに35事業に約182億円の合併特例債を発行いたしております。

次に、エのその他補助金による措置につきましては、新市建設計画に基づく事業に対する補助金である合併推進体制整備費補助金として、平成16年度から平成19年度までの4年間で10億5,000万円の措置を受けております。

続きまして、の財政優遇措置による事業、行政運営の有益性を含め、5年間の合併効果につきましてお答えをいたします。

平成17年1月の合併以来、これまで新市建設計画に位置づけられた各種事業を効率的、効果的、計画的に実施をしております。

合併特例による財政的な優遇措置として、先ほど申し上げました財政優遇措置のアからエまでの合計額で309億円を超える財源の確保が実現され、市民の一体感の醸成や地域の均衡ある発展に大きな効果があったものと考えております。

次に、合併特例債活用による今後の事業と償還についてお答えをいたします。

本市の合併特例債発行限度額は、約383億円で、平成22年度までの5年間に182億円を活用し、約47%の執行率となっております。

今後につきましては、新市建設計画事業を基本に、現在策定を進めております那須塩原市総合計画後期計画に位置づけられた事業を対象に活用していきたいと考えております。

合併特例債は、充当率95%、元利償還金の70%が普通交付税措置がされる大変有利な制度です。しかし、あくまでも借金でありますので、元利償還金が後年度の財政運営を過度に圧迫することのないように、中長期的な財政状況を勘案し、計画的で適切な発行を行っていきたくて考えております。

次に、普通交付税の合併算定替終了時の試算及び激変緩和措置5年間の試算につきまして、お答えをいたします。

合併算定替対象期間が終了する平成32年度におきましては、これまでの一本算定と合併算定替との比較から、普通交付税で約10億円以上の減額となることが予想されております。なお、今年度の普通交付税の決定額から試算した場合、平成26年度までにおおむね60億円程度の特例措置を受けられるものと考えております。また、激変緩和措置期間の平成27年度から平成31年度までについては、約30億円の措置が見込めるものと考えております。

次に、合併特例法による財政優遇措置終了後の財政運営の課題及びその対策と、これらを踏まえた中長期の財政計画策定の必要性への見解と方針につきまして、お答えをいたします。

まず、財政優遇措置期間が終了すると、これまでのような財源の確保はできなくなります。このことが最も大きな財政的な課題と考えております。

加えて、少子高齢化と人口の減少、不透明な経済状況など、先行き不確定な情勢が続くものと考

えております。

このような中で、事務事業の整理合理化、民間活力の導入などによるコスト縮減などの行財政改革を一層推進するとともに、予算編成に当たっても「選択と集中」「重点化と効率化」をますます図りながら、健全財政運営を維持することが重要であると考えております。

また、合併特例法によるすべての財政優遇措置が終了する平成32年度までの10年間の財政を展望して、今後の財政規律の維持と積極的な財源配分を両立し、健全な財政運営を維持するために、中長期の財政計画は必要なものと考えております。

今後の景気の動向や国・県の政策などを的確にとらえることはできませんが、今後10年間のおおよその本市の財政フレームを示すものとして、中長期計画の策定を本年度中に行いたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） それでは、順次、再質問をさせていただきますと思います。

まず、アの財政優遇措置の検証についてですが、詳細、丁寧に算出をしていただき、大変わかりやすい答弁だったと思います。したがって、概算につきましては十分理解をさせていただきましたが、何点かその内容について伺わせていただきたいと思います。

まず、アの普通交付税による措置に関してですが、ご答弁をいただいたように合併算定替と合併補正により措置されることとなっていたわけでありまして、合併算定替については6年間で実に71億円強という金額が示され、改めて大きなと感じたところであります。

もう一方の合併補正については、合併直後の臨時的経費に対して、5年間にわたり、普通交付税

の基準財政需要額に算入されるというものであったと思います。金額の算出については、算出式に基づくものであり、示された約8億4,000万円は本市規模に合致したものと思われませんが、その使途については名目上、行政水準、住民負担水準の格差是正と行政の一体化に要する経費として、基本構想の策定や改定案、コンピューターシステムの統一、ネットワーク整備等となったと思います。

そこで、本市の誕生に際し、対象となった事業、経費の内容とその事業費、経費の総額をお伺いいたします。

同時に、イの特別交付税とエのその他の補助金についても、年数と使途についてお伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） それでは、普通交付税の合併補正におきます主な事業、それから事業費、それから特別交付税、その他の補助金について申し上げます。

まず、普通交付税における合併補正のことですけれども、先ほど議員から話がありましたように、合併直後に必要となる行政の一体化、それから格差是正、そういうことを目的にしまして、臨時的な財政措置ということで設けられているものでございます。

本市では、先ほど市長から話がありましたように、平成17年から21年までの5年間ということで交付されたものでございます。

ただ、普通交付税でございますので、特に使途を明確にするということではありませんが、先ほど申し上げました制度の趣旨ということから主な事業を申し上げますと、まず、電算システムの統合、運用というようなことで12億7,000万円ほど充当しております。また、消防施設費等の整備と

ということで3億9,000万円ということでございます。それから3つ目としては、小中学校の耐震診断、これに9,000万円ということで、合わせて20億円ほどの事業に充当しているということでございます。

続きまして、特別交付税の関係でございますが、これにつきましても、普通交付税と同じように一般財源というふうな形で取り扱っております。ただ、合併団体に対する財政支援措置というようなことで特別交付されているものでございますので、これにつきましても、新市建設計画、これに基づく事業に充当しているというようなところでございます。

主な事業としては、道路整備事業、これに18億7,000万円。それから西那須野地区のまちづくり交付金事業、これに対しまして11億円。それから3つ目として黒磯板室インター整備、これに4億4,000万円というようなことで、主に新たなまちづくり事業ということに対して充当しているというようなところでございます。

最後に、その他の補助金ということでございますけれども、その他の補助金につきましては、国と、それから県のほうから補助金が出ておりました、国のほうからは合併推進体制整備費補助金ということで4億5,000万円です。それから県のほうからは合併特別交付金ということで6億円、あわせて10億5,000万円ということでございまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたように平成17年度から19年度ということで、一部繰り越しもございましたけれども、3年間で交付を受けているということでございます。

その用途につきましては、まず、電算システム、それから図書館システム、こういったシステムの改修費に充てておまして、6億3,000万円ということですので。それから庁舎の改修、これに1億

2,000万円ほど充てております。それから、黒磯文化会館の改修1億7,000万円、小中学校の耐震診断に8,500万円。それから西那須野の共同調理場整備、これに1億1,000万円ほど充てているということでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 了解いたしました。

大変大きな事業、経費をかけて、本市がスタートしたわけでありまして、体制が整うまでの間、当局の皆さんも本当にご苦労されたことも多々あったことと思います。

今、ご答弁をいただいた財政優遇措置は1年限り、もしくは3年間、5年間に限られたものであり、つまりは平成21年度で終了した措置であります。この5年間で予定された、あるいは本市が望む体制は整ったという解釈でよろしいか、検証という意味で再度ちょっとお伺いしたいと思います。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 合併における財政年度の件で申し上げますけれども、当初、合併当時に計画していました新市建設計画に掲げられた事業、これについては特に大型事業でありますけれども、そういった事業については5年間の中で集中的に実施をしてきたというようなところでございますので、おおむねその効果があらわれ、計画された、実施されたというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 了解しました。

のところのご答弁でも示されましたように、今日までに約309億円を超える財源の確保、合併特例債を除いても実に約127億円の財源が確保されてきた事実は、本市の将来の発展の礎として有益性が非常に高いものと理解をしたいと思います。

ということで、については了解でございます。

次に、の合併特例債の関係ですが、現在までに35事業、182億円の発行、約47%の執行率ということでご答弁いただいております。額面的には、あと200億円の起債が可能なのわけでありまして。そこで、今後の活用予定についてであります。後期計画の事業を対象にという答弁がございましたが、もう少し具体的に、主な事業名と起債額の概算、もしくは事業費の概算をお示しをいただきたいと思っております。

さらに、現時点において、10年間での起債総額をどのように試算をしているのかもあわせてお示しをいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 合併特例債の活用、今後の具体的なということ、10年間での総額の見込みということについて、まずお答えしたいと思います。

先ほど市長から答弁ありましたように、あくまでも合併特例債も起債でございますので、まず事業に充てていく中で、一番有意な起債をしていくということでございます。基本的には、後期基本計画の中にどういう事業が盛り込まれるのかというふうなことから、それに合わせた形で合併特例債を発行していきたいというふうに考えております。

具体的な事業としては、現在私のほうから答えることではないというふうに思っておりますので、額的なことだけ少し申し上げますと、現在5年間を経過しまして、先ほど議員から言いましたように、383億円に対しまして、182億円ということで47.7%の執行率ということになっております。

それで、平成22年度が約20億円発行する予定でございます。20年度20億円ですので、この20億円

掛ける5年ということになりますと、100億円という形になってしまいます。そういうことになると、根拠はありませんけれども、1年間を大体18億円程度に抑えたいというふうに考えておりました、これは平均してでございますが。年度によって、多少差もございまして、18億円程度に抑えられればというふうに思っております。18億円の5年間ということになりますと、90億円という形になります。180億円に対して90億円プラスいたしますと、約270億円ということになります、総額が270億円に対する執行率が70%ということでございます。この270億円の根拠はございませんけれども、あくまでも財政試算としては、この程度に抑えられればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 合併特例債、10年間の試算としましては、およそ7割程度を見込んでいるとのことで、金額に対しても270億円ぐらいではないかというご答弁でございます。

しかし、具体的事業の内容、概算が余りにも明確でないということは、ちょっと肩すかしを食った感じがいたすところでございます。幾ら後期基本計画策定前といえども、新市建設計画に基づいて総合計画があり、あるいは市長のマニフェストなどからある程度の試算を持っていく必要があるのではないかと思うわけでありまして。

昨年12月議会において、当会派の代表質問で関谷前代表が、新庁舎建設と合併特例債の期限ということについてただしておりますが、例えば、この件をどうとらえていくのかというだけで、財源の問題、大きく変わるわけでありまして。

先ごろ、市長はラジオ、レディオベリーですか、に出演されまして、この問題に触れておられると

聞いております。改めて、この新庁舎建設について、時期と財源の問題を含めて、市長に伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） それでは、新庁舎の件でございますけれども、先ほど話ございましたように、昨年の12月の定例会で関谷議員にお答えしたとおりでございます。合併時に新庁舎につきましては、那須塩原駅周辺ですか、おおむね10年のスパンの中で建設をするという決定事項でございますので、私は後期計画にそれを組み込んでいくという考えであります。

現時点でございますけれども、当然、後期計画に入れるということになりますと、そのたたき台となる基本的なものを検討していかなければならないということで、今、内部でどういうのが望ましいのか検討してくれということで、検討させているところでございまして、どういう規模になるかわからないので、お金のほうが幾らになるというふうな算定等々はできておりませんけれども、後期計画の中で実施をしていくと。当然、合併特例債も活用していくという考えを持ってありますけれども、庁舎を建設するということになると、建設そのものが建物でございますので、耐用年数45年とか50年とかというものの考え方で進みますと、特例債対応が望ましいのか、一般の起債が望ましいのか、そういう部分も十分検討しながら、財政運営を考慮しながら計画を立てていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） よくわかりました。

新庁舎建設に関しましては、まちづくりにとり

ましても、財政にとりましても、非常に大きな案件でありますので、誠意あるプロセスを踏んで頂いて取り組んでいただきますよう改めて申し上げます。

国を初め、いずこの自治体も厳しい財政運営を強いられている現状からいって、特例債といえども借金に変わりはないという認識に立った慎重なる姿勢については評価するものでありますので、若干の不安はありますが、特例債の今後の活用計画については了解ということとしたいと思っております。

それでは、次に、特例債の償還についてですが、これまで発行した特例債の償還期間の設定と主な利率、さらに利子償還額の総額と償還のピーク年次、並びに最高償還額をお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 合併特例債の償還期間についてお尋ねでございますので、お答えしたいと思います。

合併特例債につきましては、基本的には10年間の特例措置ということがありますので、償還についても10年間でというふうに基本的には考えております。ただ、那須クリーンセンターとか、そういった耐久性が多くなるものというようなものについては、10年間ではなくて、例えば15年間とかというような形で償還については考えているというところでございます。

利率につきましては、例えば、合併特例債を4つに分割して、4つの金融機関から借入れをするというようなことで、入札制度でやっておりますので、そういう中で言いますと、21年度の利率は1.117%、それから20年度については1.356%です。19年度については1.516%というふうなとこ

ろが利率というようなところでございます。

それから、償還のピークがいつごろになるのかということですが、償還のピークについては、現在のところ平成23年、24年、これが償還のピークになるのではないかというふうに思っておりまして、特に額的には23年の償還額が55億9,600万円でございます、24年が56億100万円ということで、この時期が一番、合併特例債だけじゃなくて普通債もあわせてですけれども、償還の公債費のピークになる年度ではないかというふうに考えております。これ以降は、今後の事業によりますけれども、なだらかな形で下がっていくような設計にはなっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 特例債の償還につきましては、現在のところ、10年物と15年物を組んでいるということであり、償還のピーク年次につきましては、ただいま答弁のように23年、24年ごろということで、もちろんほかの市債の償還も含め、なるべく均等な公債費を意識しているものと理解をいたします。

そこで、の一本算定となる平成32年以降は、10億円以上の交付税の減額が想定されている中で、これらの償還も踏まえた財政運営方針、財政確保に向けた現在考えられる手法、今後の取り組みをお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 30年以降の財政運営と財源確保ということでお尋ねですので、お答えしたいと思います。

まず、この平成の合併、その1つの要因としては、自治体の財政危機というのが1つの要因としてあったわけでございます。とりわけて政府の地

方財政計画を圧縮ということで、地方交付税の減額というのは、どちらかというと小規模団体に大変大きな影響を与えるという制度だったというふうに思っております。

ただ、だからといって、今、合併を経過5年して感じることは、ただ合併をすれば、それでは財政運営がよくなるのかということではないというふうに思っています。ただいま市長が申し上げました合併優遇措置300億円の、そういった優遇措置をいかに活用できるかというのが、一番財政運営上、必要なことだというふうに考えております。

そういうことであれば、財政優遇措置がある10年間の中で、いかに行財政改革を進めていって、事業費の見直しを行って、より早く那須塩原市本来の財政のフレームといいますか、身の丈に合った事業を行っていくということが一番必要なんではないかというふうに思っております。

その中で、中長期の財政計画を今年つくるということで申し上げました。近視眼的にはなかなか是正できないものも、大局的な見方をすれば、ある意味では是正していくこともできますし、活用していくこともできるというふうに思いますので、今年、中長期の財政計画を策定し公表いたします。公表するということになれば、市民や議会の皆様と一緒に那須塩原市の財政を共有化していくということになりますので、今後、こういった形の中で、活用できればというふうに考えています。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 現段階で考えられる取り組みをお伺いいたしましたが、経済社会情勢も不透明なまま財政運営の特効薬はそう簡単にあるものではなく、ただし、課題に対する意識をこうして、議会も市民も共有していくことが大切なんだと思うわけでありまして。今回の質問において、課

題の認識、共有もできたものと考えておりますし、特に中長期の財政計画の策定と開示に関しましては、当会派が以前より関谷前代表を初めとして訴えてきたことであり、今回前向きな答弁をいただけたことに、当会派としましては高く評価を申し上げるところでございます。

あわせて、やはり当会派の提言に基づき取り組んでいただいている「わたしたちのまちづくり」、あるいは広報等にさらに工夫を凝らし、今回検証した合併5年間の優遇財政や、それをもとした事業の効果というものも、市民に広く周知していくことは、さらなる一体感の情勢、市民との協働のまちづくりにも大いに意義あるものと考えますので、ぜひ前向きにご検討いただきますことをご提案申し上げ、この質問を終わりたいと思います。

2番の質問に入ります。

平成21年度決算概要と平成23年度予算編成の方針について。

平成21年度は、歴史的政権交代と米国に端を発する世界同時不況等、激動の年であり、本市の行財政運営も、少なからずその影響を受けたものと思われま。

今般、平成21年度の決算概要が示されたことから、その検証と現況及び平成23年度の予算編成に向けた方針について伺うものです。

経済不況による個人・法人市民税の大幅減額決算について、特記すべき事項、並びに本年度の現況、さらに来年度の見通しについて伺う。また、収納率の推移と概況、今後の対策について伺う。

定率減税廃止に伴う経過措置の最終年度を迎えた中、本市は減収補てん債（特例分）も起債することなく鋭意取り組んでいるが、今般の地方交付税額の決定を受け、減収分を踏まえた交付税額の検証と来年度の見通しについて所見を伺う。

地方財政健全化法に基づく財政健全化指標は、

今決算も健全財政を示しており、評価するものである。特に経常収支比率は、いまだ課題を示す数値とはいえ、合併後初めて改善傾向を示しており、その要因と成果の検証について伺う。

第1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） それでは、2の平成21年度決算概要と平成23年度の予算編成の方針についてお答えをいたします。

の個人・法人市民税の大幅減額決算の特記すべき事項、本年度の状況、来年度の見通し等についてお答えをいたします。

まず、第1点は、特記すべき事項についてであります。

平成20年9月のアメリカでの金融危機に起因をする世界的な規模での景気後退の影響を受けまして、法人市民税では前年度比6億円を超える大幅な減額となりました。

個人市民税につきましては、平成20年中の所得への景気の後退の影響は少なく、大幅な減額は避けられました。

2点目の現況についてであります。個人市民税につきましては、前年所得に課税することから、景気の動向に伴う所得変動への影響はおくれて出る傾向にあります。平成22年度の当初賦課額は前年度比4億4,000万円の減額で、当初予算で見込んだ額とほぼ同じ調定額となっております。

一方、法人市民税につきましては、本年度の調定額はこれまでのところ前年度の同時期を上回っております。昨年の後半から企業の業績が回復基調をたどっていることが反映されているものと判断をいたしております。

第3点目は、来年度の見通しについてでありま

すが、現時点では、個人市民税につきましては、平成22年度予算額から、さらに大きく落ち込むことはないものと考えております。また、法人市民税につきましては、景気の緩やかな回復基調が続けば、税収もプラスに転じることが予想されます。

しかしながら、昨今の急激な為替相場の変動が、回復基調にある企業の業績や景気にどう影響してくるか判断が困難な状況にあり、今後とも、景気の動向を注視した上で、来年度の予算編成に向けて税収を見込んでまいりたいと考えております。

次に、収納率の推移と概況、今後の対策についてお答えをいたします。

個人市民税の収納率は、平成19年度89.52%、平成20年度88.30%、平成21年度87.35%となっております。

また、法人市民税につきましては、平成19年度97.71%、平成20年度は96.98%、平成21年度が94.03%となっており、いずれの税も収納率は低下をいたしております。

今年度の対策といたしましては、徴収職員を地域担当制にすることで徴収体制を強化をいたし、現年度未納者への早期対応を図ることで新規滞納を抑制し、収納率の向上に努めてまいります。

また、滞納対策といたしましては、担税力のある滞納者には厳正に差し押さえ等を行ってまいります。なお、生活困窮者には執行停止を行うなど、公平公正な税の徴収に努めてまいります。

続きまして、の地方交付税額の決定を受け、減収分を踏まえた交付税額の検証と、来年度への見通しについてお答えをいたします。

本年度の普通交付税につきましては、景気低迷を反映して法人市民税及び個人市民税が減収になると見込み、普通交付税算定の基礎となる基準財政収入額が大きく減少するものと判断をいたしまして、当初予算に46億円を計上したところでござ

います。

決定額は、46億2,684万7,000円となっております。9月補正予算に2,684万7,000円を追加させていただいております。これには市税の減収とともに、制度の改正や廃止に伴う収入の増減についてもおおむね反映されているものと考えております。

また、平成23年度の見通しといたしましては、本年6月22日に閣議決定がなされました国の財政運営戦略の中で、地方の一般財源の総額につきましては、平成22年度と実質的に同水準を確保すると示されておることから、本年と同程度の措置が講じられるものと予想いたしております。

次に、の地方財政健全化法に基づく財政健全化指数の改善傾向の要因と成果についてお答えをいたします。

財政の健全化の指標となる財政健全化比率は、すべて早期健全化基準等を大きく下回っており、財政状態は引き続き健全段階にあります。

また、その他の財政指標についても、これまで上昇が続いていた経常収支比率が低下するなど、総じて改善する傾向となりました。

特に、経常収支比率につきましては、これまで進めてきた定員適正化計画による職員数の減少に伴う人件費の減や公債費の減などの経常経費の削減策により、経常経費に充当する一般財源が減少したことが主な要因と考えております。

今後も引き続き経常経費の削減を進め、健全な財政運営の維持に努めていかなければならないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、大きく落ち込んだ法人市民

税も今年度回復基調を感じさせる傾向があったものの今般の急激な円高、株価の下落と、予断を許さない状況が続いているということでありました。

しかしながら、本市の財政運営上からは、何とか基準財政収入額の減収分を賄う建前どおりの普通交付税が交付されていることにより、健全財政が維持されているものと判断いたします。

さらには、減収分を補う減収補てん債は起債せず、臨時財政対策債も抑制しながら、財政運営を行っている姿勢についても財政指標が健全性を示す一因になると評価するところであります。

しかし、一方で本当にやりたい事業、やらなければならないような事業が果たしてできているのか、中止したり延期されてはいいないのかという問題も感じるわけであります。

そこで、伺います。臨時財政対策債の起債限度額に対し、近年どの程度の起債を行っているのか、その方針を含めお伺いをいたします。

また、政権交代等による地方予算の変動分は別といたしまして、起債の抑制と事業の抑制との現況、考え方についてお伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 臨財債の件についてお答えしたいと思います。

臨財債につきましては、議員ご案内のように、本来地方交付税として交付されるべきところを、国の財政不足によって、国が借金するかわりに地方が借金するという制度でございまして、その内容については100%ほかの償還分の中に、交付税の中に算入されるということでございます。

そういうことでありまして、本市の場合、平成17年度から平成20年度まで、これまでの間については限度額目いっぱい臨財債を発行してまいりました。数字で申し上げますと、平成17年度は12億

8,700万円、それから平成18年度は11億9,000万円、それから平成19年度は10億8,000万円、20年度は10億1,000万円、これが限度額でございまして、この限度額を100%で発行してきた、起債してきたというところでございます。

しかし、21年度になりまして、発行限度額が15億7,000万円という形になりました。21年度につきましては、10億円発行しまして、63.7%の発行に抑え、20年度は当初予算に申し上げましたように、29億8,000万円の限度額があるという中で、本議会で5億円減額させていただき予算を計上しておりますので、最終的には10億円という形になりますと、33.5%という形になります。

先ほど申し上げましたように、臨財債といえども借金ですので、これについてはできるだけ基準財政需要額の中には算入されますけれども、借金ということになりますと、今年度負担がふえていくというようなことがございますので、できるだけ発行は控えたいというふうに考えておりました、これまでのように約10億円程度、この臨財債のほうで発行できればというふうに考えています。具体的にどの事業ということではありませんが、今後も総体的に10億円程度に抑えていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 了解をいたしました。

難しい問題であります。先ほど来、本市の財政運営の姿勢は十分に評価に値するものと考えておりますが、本当に必要な事業まで抑制することのないよう、めりはりの効いた運営をお願いするところでございます。

さて、臨時財政対策債の起債を抑制している現況を伺いましたが、これは の財政指標の1つ、経済収支比率にも大きくかかわっているわけであり、財政の硬直が高い比率で、本市は示され

ているわけでありますが、この経常収支比率の2とおり分の数値について、それぞれ県内14市中の順位及び全国類似団体中の順位をお示しをいただければお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 経常収支比率のご質問にお答えしたいと思います。

21年度の決算で経常収支比率が20年度から比較しまして、97.5%から94.2%ということで、3.3ポイント改善をしたところでございます。ただし、3.3ポイント改善いたしましたが、県内での順位は14市中14位ということでございます。

それから、全国分野の中での順位ということでございますが、類団の累計でいいますと、人口が10万以上、それから15万人未満の中で、産業区分別からいいますと、39の都市がございまして、39の都市のすべてを私どものほうで把握しているわけではございませんので、類団の中の順位というのは申し上げられませんが、特に主な都市として挙げられますのは、近隣でいいますと、茨城県の土浦市、これが89.4%になります。それから福島県の会津若松市、これが88.7%、山形県の鶴岡市、これが93.4%、それから酒田市が92.7%ということで、いずれも本市の数字よりは下回っておりまして、本市の経常収支比率の率が高いということは言えるかと思えます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） ただいまの数字を見ましても、本市の経常収支比率が高い現実には変わりありませんが、お示しいただいたように、臨財債や減収債を抜いた順位のほうが上位に上がるわけでありまして、これは先ほど伺ったように、本市が臨財債の起債を抑制している結果と言えるわけでありまして。

言いかえれば、本市が臨財債を満額発行すれば、数値上あるいは順位上は改善されるわけでありまして。これについても、本市の財政運営が数値のマジックに目を向けることなく、財政の本質と向き合っているものとして評価したいと思います。

しかし、他の財政指標等は決して悪くないのに、なぜ経常収支比率だけが突出して悪いのでしょうか。当会派では、本市の特色を示す興味深いデータを目にしました。それはラスパイレス指数と職員定数の削減状況とのアンバランスを示す数値であります。

最近のデータで平成20年のものになりますが、総務省発表の市町村財政比較分析表によれば、本市の職員数は人口1,000人当たり6.79人で、類団平均7.46人、栃木県市町村平均が7.27人とともに大きく下回っておりまして、類団内順位も39団体中12であります。一方、ラスパイレス指数については、本市が100.8に対し、類団平均が98.3、全国市平均98.4、約2.5ポイント上回っておりまして、類団内順位も39団体中35位でありました。

つまり、本市の場合、職員数の削減はかなり進んでいるにもかかわらず、職員給与、人件費はかなり高いということが言えるのではないのでしょうか。ただし、合併という特殊事情をおいてきていることもあり、職員の年代構成には多少のアンバランスが生じることも仕方のないことと考えております。

そこで、伺いたいと思います。本市の職員について、給与等級ごとの人数と総額をお伺いいたします。また、あわせて、ただいまの分析に対する見解もお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 経常収支比率の中の高い要因ということで、職員の等級ごとの人数とい

うことでございますので、それについてお答えしたいと思います。

ことし4月1日現在の行政職の人数が762名でございます。そのうち、部長級というのが7級、8級でして22名でございます。それから課長級が6級でございますして56名です。それから課長補佐が5級ということで141名おります。それから係長、主査が4級ということになりますので、206名になります。主任が3級ということになりますので、170名。それから主事が2級、1級というようなことで167人でございます。

職員数については以上ですけれども、経常収支比率の関係とラスパイレスの関係についてでございますが、ラスパイレスの指数については、私どものほうの担当も、なぜほかの団体と違って108ということが高いのかということで調査研究をしているところですが、なかなかその結果がまとまりません。内容については、今どういうことなのかと、今いいいますか、これまでずっと102、108というようなところでできておりますので、その原因については検討しているところでございます。

ただ一つだけ、経常収支比率について申し上げますと、経常収支比率の充当額の中で一番大きいのが、やはり人件費、それから扶助費、公債費というところが大きいわけですけれども、14市中の中で、まず公債費、一般財源のうちの公債費に充当する一般財源、これが本市の場合は19.54%ということで、14市中一番多いということでございます。2番目に多いのが日光市でありまして、その次が大田原市。那須塩原市、日光市、大田原市というところでございます。分析したわけではございませんが、合併をして行政面積が大きくなって、そういう意味では整備面積でありますとか、そういうものに対して、合併特例債を発行して都市区間の整備とか、そういうものを行っているところ

ということが、この数値から見えるのではないかと
いうふうに思っております。

それから、扶助費につきましては、14市中4番目に多いわけでございます。8.63%ということでして、これについては宇都宮市、足利市、鹿沼市に続いて、那須塩原市が多く扶助費を充当しているということでございます。

最後に、人件費でございますが、人件費については、意外ではあります、14市中、後ろから3番目しか充当していない、12番ということでございます。22.64%ということで、那須塩原市の次に、下野市、真岡市というところがありますけれども、人件費についてはこの14市の中で言えば、一般財源を充当しているというような数字にはなっておりません。現実的にラスパイレスの関係とこの経常収支比率の関係がどうなのかはわかりませんが、この経常収支比率だけで言えば、人件費が大きいというところにはならないというふうなところで考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 主に了解であります。

やはり、等級上位の職員率が若干高いということが言えるかとは思いますが、ただ先ほど申し上げましたとおり、責めているわけでもございません。むしろ、現在は作為のない特殊な状態ととらえれば、定員適正化計画に基づき定数管理のバランスが整えば、自然の中で人件費の削減が起こり、結果として経常収支比率の改善が見られるのではないかとということも仮説が立てられるわけでありまして、そこで伺います。

定員適正化計画に基づき、ただいまの仮説からも本質的な効果が期待できるのはいつごろであろうか、あわせてこの仮説についての所見もちょっと伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 定員適正化計画についてのお尋ねでございますので、お答えしたいと思います。

定員適正化については、ご案内のように平成17年度合併当時950人の職員がいましたけれども、本年4月1日では859人という形で、約90人ほど、定員適正化計画の中でも実質においても下がってきているというようなところでございます。この定員適正化計画に基づいて現在の採用については、約20名前後の一般職の採用をやっておりまして、これが平準化をしていくということで、退職者数と同じだけ採用してしまいますと、また同じような状況になってしまうというようなことから、20人前後を目標として採用を行って適正化計画を進めているというところでございます。

本市の状況なんですけれども、5歳階級別の職員数をちょっと出してみました。そうすると、56歳から60歳の人数が139人でございます。それから36歳から40歳のところが130人、この36歳から40歳というのが団塊ジュニア世代と言われているところでございます。本市の職員の傾向としては、この2つの山が大きくあって谷があるというようなことになっております。こういうことからいいますと、先ほど申し上げましたように、平均として20人前後を採用しておりますので、この形でいいますと、1つの56歳から60歳の山が過ぎて、51歳までいきますけれども、10年後には定員適正化の計画の効果といえますか、そういうものがあらわれてきて、平準化が図られていくのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 了解をいたしました。

平成21年度決算の状況からも本市の財政運営には大いに努力の成果が見られるものであり、その

結果、財政指標も健全領域を示す中、ただいまの検証の仮説がすべてではありませんが、経常収支比率も多少改善されていくものと期待をしたいと思っております。

現代の大変厳しい財政状況をかんがみ、この1項目、2項目とあわせて、本市の財政問題の一部について伺ってまいりました。あめといわれた合併特例の財政優遇措置もほぼ額面どおり大きな金額が措置されてきたことも検証できました。さらに平成21年度決算の状況も踏まえた本市の課題、加えて特例期間の終了に伴う課題についての認識も確認、共有することができました。特に、特例期間終了後も合併特例債の償還に係る普通交付税での措置には、国の財政状況からもいまだ懸念を抱くところもあり、注視が必要と感じております。

これから、それらを踏まえ、今後のさらなる本市の財政運営に対するたゆみない努力をお願い申し上げます。この質問を終わりたいと思います。議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） それでは、3問目の質問を行いたいと思います。

3、「市民との協働によるまちづくり」について。

総合計画のまちづくりの基本理念の1つである「市民との協働によるまちづくり」をより全市的に推進するため、今般「那須塩原市協働のまちづ

くり指針」の策定に取り組むとされることから、その有効性、実効性を期待し、伺うものです。

策定会議の設置目的と運営体制、構成メンバーについて伺う。

協働のまちづくり庁内研究会の設置目的と活動内容、実績等の詳細を伺う。

策定スケジュール及び後期基本計画との関連性について伺う。

「まちづくり指針」策定後における具体的推進体制、方法を伺う。また、市長の描く「市民協働」の反映と整合性についてお伺いをいたしまして、第1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 3の「市民との協働によるまちづくり」について、順次お答えをいたします。

まず、の策定会議の設置目的と運営体制、構成メンバーについてであります。協働のまちづくり指針策定会議は、市民と行政が取り組むべき方向性を示し、共通の目標や理念に向かい、お互いに努力すべき内容を定め、指針を策定するために設置をするものであります。

策定に当たりましては、市民の皆さんと私も職員が一緒になり、協働による調査、研究活動を行い、指針案をまとめるものであります。

構成メンバーにつきましては、学識経験者及び自治会、コミュニティー、NPO、車座談義、ボランティア団体、女性団体、観光協会、商工会などの団体から、さらに一般公募による選考と市職員の合計26名以内で予定しております。

次に、の協働のまちづくりの庁内研究会の設置目的と活動内容、実績等についてであります。協働のまちづくりについて、庁内で相互理解を深めるために研究会を設置いたしました。

昨年8月から今年2月までに計7回の研究会を

開催し、現状と課題の洗い出しや取り組み方の方策について検討を行い、研究内容をまとめました。

次に、の策定スケジュール及び後期基本計画との関連性についてであります。第1回策定会議を今月下旬に行い、月1回程度の会議を開催し、来年6月ごろまでに指針案を策定する考えであります。

今回策定する指針は、総合計画のまちづくりの基本理念の1つである「市民との協働によるまちづくり」をよりわかりやすく説明するものであります。これにより、市民と行政が協働について理解を深めることができ、協働のまちづくりが推進されるものと考えております。

次に、の「まちづくり指針」策定後における具体的推進体制、方法につきましては、策定を進める中で検討してまいりたいと考えております。

また、私の考える市民との協働についてであります。総合計画でも示してありますように、市民と行政が共通の目的を持ち、役割と責任を担い合い、お互いの特性を認め、尊重しながら協力するというものであり、この方針を基本として指針の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） それでは、順次、再質問をいたしたいと思っております。

策定会議の目的、並びに運営体制については、市民と行政が取り組むべき方向性を示し、共通の目標や理念に向かい、お互いに努力すべき内容を定めた指針を策定すること。また、市民の皆さんと職員が一緒になり、協働により調査、研究活動を行うということは了解いたしました。

また、構成メンバーにつきましては、学識経験者及び市内の各種団体、一般公募と市職員の計26名以内ということでございます。学識経験者に

については、大学教授1名となっております。同じ教授でもこの地に生活の根をおろし、当地方の歴史や生活観、住民の人間性など市民と共有することができる人の人選が望まれると思いますが、どのようにお考えになっているかをちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） ただいま構成メンバーの学識経験者についてということでございますけれども、現在、市としましては那須塩原市在住の国際医療福祉大学の講師をお願いをすべく話を進めているところでございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 了解いたしました。

そのような方が座長なり委員長になって進められていくと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

先ほどの答弁で、協働のまちづくりについて、庁内で相互理解を深めるために研究会が設置され、7回研究会が開催され、現状の課題の洗い出しや取り組みの方策についての検討を行い、研究内容をまとめたとのことですが、そのような内容をちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 昨年、庁内研究会で研究をしました研究内容というご質問ですが、大きく分けまして研究内容5点ほどございます。

まず、1点目につきましては、協働とは何だというようなことで、協働のまちづくりのとらえ方を整理しました。そして、2点目としまして、現状と課題というようなことで、協働のまちづくりにおける課題の洗い出しを行いました。3点目ですけれども、この現状と課題を踏まえまして、協

働のまちづくりを実現するための方策の検討を行いました。そして、4点目ですけれども、協働の指針の事例研究、そして、最後に指針の方針の検討を行う。

研究内容については、以上のようなことでございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 了解いたしました。

そういった研究等々をたたき台にされまして、策定会議に重ねていくのではなからうかと思っております。

今後のスケジュールにつきましては、今月の下旬に第1回の策定会議を行い、月1回のペースで開催されて、10回ぐらい会議されるようになりますね。来年6月には指針案を策定し、市長に提案するようなことであり、また後期基本計画との関連については、「市民との協働によるまちづくり」をよくわかりやすく説明するものであり、これにより市民との協働についての理解を深めることができ、私も理解するところであります。

総合計画の中で、協働のまちづくりの施策の内容に、「市民が市政に主体的に参加できるよう市民と行政、事業者などの役割と責任を明らかにし、協働のまちづくりを推進します」とうたっております。役割と責任を担うのに一つの物差し、ルールがあればわかりやすいのではないかとと思いますが、例えば、その最たるものが自治基本条例であると思います。策定を進める中で、自治基本条例あるいはそれにかわる物差しについて、どのように考えているかをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 今回、策定する指針と自治基本条例との関係ということでございますけ

れども、今回の指針策定は、あくまでも協働のまちづくりについての基本的な方向性を示し、市民と行政がともに協働についての共通の理解を深め、協働のまちづくりを推進するために策定するものでございます。

これに対しまして、自治基本条例は、自治体運営の基本原則を定めた条例でございまして、自治体の憲法とも言われているものであります。一般的には、自治体運営の当事者である市民、議会、行政の3者がまちづくりに関する基本的な考え方を共有し、行政運営、議会運営及び地域社会の公共についての仕組みを定めるというものでありまして、十分な理解と慎重な議論の上で策定されるものと考えます。

こういうことからしますと、指針の策定による市民協働の意識の高まりが自治基本条例についてのきっかけになる、このように思うところでございます。いずれにしましても、今後、市民と協働による地域づくりを進めていく中で、研究していきたい、このように考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） わかりました。

いずれにしましても、策定の中でそういった方向性に進む場合もあり得るといような理解でよろしいかと思いますが、そんな中で、私ども議会の中におかれましても、活性化委員会、特別委員会の中で、議会基本条例というものの勉強会が始まっているところでございまして、先月、ちょっと視察に行っていました。今後は、講演会等々で自治基本条例とは何ぞやというものについても勉強していこうということになっておりまして、まさに今、先ほど部長が答弁されましたように、自治基本条例、議会基本条例、一体となって進んでいくべき方向性になっていくのが一番理想かと思っておりますので、そういった方向に行け

れば、私ども議会とも連携をとりながら進めていただけてということをお願いしてまいりたいと思っております。先ほどの答弁で、反映と整合性については理解をするところでございます。

きょう、自宅を出るときに市長の室内用選挙ポスターが目に入りました。「市民とつくる協働のまちづくり」と書いてありまして、市長のキャッチフレーズであるまちづくりの思いが込められたフレーズと感じております。まさに、市民と行政が目的を共有し、役割と責任を担い合い、お互いの特性を認め尊重しながら協力するとの考えを基本とされる市長の理念が生かされた策定会議となることを希望し、次の質問に入りたいと思います。最後の質問となります。

4、「ファミリーサポートセンター事業」について。

会員相互による育児の相互援助活動を実施し、育児に関する負担の軽減及び児童福祉の充実のために、本市においても、「ファミリーサポートセンター事業」への取り組みが試されることとなっております。少子化社会への対応、子育て支援策の充実に向け、実効性のある事業が求められることから伺うものです。

本市におけるファミリーサポートセンター開設の目的及び進捗状況、今後のスケジュールを伺う。

本市が描く「ファミリーサポートセンター事業」の概要（運営体制、開設場所、サポートメニュー、事業費等）を伺う。

開設に当たってのニーズ調査、現況分析を伺う。また、その解決に向けた本事業の実効性及び他の子育て支援策との関係について伺う。

第1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 4のファミリーサポートセンターに關しましてのご質問に順次お答えをいたします。

の開設の目的についてであります、会員間の相互援助活動を通して、仕事と育児が両立できる環境の充実を図ること、また、子育てを支援できる地域づくりを市民の皆さんとともに進めていくことを目的として開設するものであります。

次に、進捗状況についてであります、ファミリーサポートセンターにつきましては、計画の段階から市民との協働が必要であると考えており、現在、公募による市民の構成する開設検討委員会の設置を進めておるところであります。

今後のスケジュールにつきましては、今月の下旬に第1回の検討委員会、また、11月には、子育てサポーター養成研修会の開催を予定しております。

次に、の事業概要であります、ファミリーサポートセンターは、子どもの預かりなどの援助を受けたい依頼会員と、その援助を提供したい提供会員、援助を依頼することも提供することもある両方の会員及び会員の仲介役となるアドバイザーから成る会員組織であります。

援助の内容であるサポートメニューといたしましては、保育時間外や学校の放課後に子どもを預かること、保育施設等への送迎をすること、保護者の外出時や病気、冠婚葬祭などの急用時に子どもを預かることなどが考えられます。

運営体制や開設場所、サポートメニューなどにつきましては、先ほど申し上げました検討委員会の中で協議をしてみたいと考えております。

のニーズ調査、現況分析についてであります、ニーズ調査につきましては、本年3月に公表いたしました次世代育成支援対策行動計画後期計画を策定する際に行いました。その結果、就学前

児童の保護者の61%、小学生の保護者の52%が、ファミリーサポートセンターが必要であると回答をいたしております。

利用目的といたしましては、祖父母や近所の人、友達などに預かってもらえないときや冠婚葬祭や買い物などの外出時、保育施設などの利用時間を補うための朝・夕の時間に利用したいという声が多く寄せられておるところであります。

この結果からは、市民が保育園や学校、放課後児童クラブなどの保育サービスのほか、緊急時に利用できるような多様な子育て支援を求めているということが見えてきます。

次に、本事業の実効性とほかの子育て支援との関係についてお答えをいたします。

本事業は、保育園を初めとする子育て支援策を推進する中であって、これまでの施策ではカバーがし切れない、よりきめ細かなニーズにこたえる事業であります。

こうした多様なニーズにこたえることは、地域の子育ての機能の低下や核家族化などによって生じた身近な課題に対応するものであり、その実効性は高いものと考えております。

課題といたしましては、依頼会員に対応できるだけの提供会員を十分に確保することですが、今後、各種の子育て支援団体等に働きかけ、サポーター養成研修会に出席をしていただき、提供会員の確保に努めてまいります。

また、保育園や放課後児童クラブなど、ほかの子育て支援施策との関係につきましては、従来の施策を補完する、あるいは結びつけてその効果を高めるものであると認識をいたしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 再質問させていただきます

す。関連がありますので、一括して質問していきたいと思います。

公募による市民で構成する開設検討会の設置を進めているとのこと、また、今月下旬には第1回の委員会を開催するとのことですが、委員の構成、また、構成委員の地区割り状況をお聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） お答えいたします。

開設検討委員会でございますが、現在のところ、12名の応募がございます。構成的には黒磯地区が6名、西那須野地区4名、塩原地区2名でございます。年齢構成としては、35歳から68歳の方ということになってございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） ただいまの答弁では、バランスがとれていて、旧3市町内のメンバーがそろっているという感じがいたしておりまして、了解でございます。

運営体制や開設場所、サポートメニューにつきましては、検討委員会の中で協議されていくとのことですが、運営母体、直営になられるのか民営か、そういった初めとする体制のイメージはどのように考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） イメージということですが、具体的にはこれから検討ということになるんですが、イメージとしては、県内の状況を見ますと、直営と委託が半々でございますので、当面は直営で始まって、間もなく民間という形がいいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 今の答弁でございますと、当面は直営ということございまして、他市町によりますと、NPO法人等々の方が委託されて運営されているということもお聞きしているところでございますが、その中でやはり直営と民営、そういった中には最終的には事業費のかかりぐあい、そういったものにも左右されていくかと思っております。その辺を考慮しながら当面は直営でやっていただいて、最終的には民営にというイメージがよろしいのではなからうかと思っておりますので、その方向で検討していただければと思っております。

要望になりますが、センター設置場所につきましては、旧黒磯、西那須野、塩原3地区の利用者が利用しやすい中間的な立場が望ましいと思っておりますが、どのように考えているかをお聞かせください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 設置場所については、やはり利用者のほうの考慮も必要だと思っておりますので、中心点といいますが、重心点になってこようかなと。そういった場合には、総合計画のほうとの関連も出てきますが、やはり那須塩原駅、もっと大きく言う形で言えば、東那須地区あたりが西那須蛇尾川越えたところも含めてなんですが、あたりが一番よろしいかな、将来的にというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 私の提案なのですが、間もなく完結を迎えようとしております那須塩原駅前にある区画整理事務所ですか、あれが間もなく完結されようとしておりますが、そういった事務所の活用を考えるのも1つではなからうかと思っておりますが、どう考えておりますか、お聞かせください。

い。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 場所的にはこれから検討ということなのですが、今ご提案がありましたところも非常に有効であるというふうに、担当部局では思っております。これから庁内の調整をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 了解をいたしました。

先ほど、ニーズ調査の結果、市民の多くがファミリーサポートセンターが必要であると回答されていることは、これまでの子育て支援施策ではカバーし切れない、よりきめ細かなサービスを必要としているニーズに対応されるにも、サポートセンターの役割、非常に重要であろうと思っております。本県においても、多くの自治体が既に事業化していると思いますが、先進事例として他市町の検証は行ったのか。また、その感想はいかがなものかをちょっとお聞かせいただきたいと思いません。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 県内の状況でございますが、14市中、既に設置している市が10個ございます。よって、那須塩原も含む4市がまだ未設置であるということでございます。こういうことでありますので、私どものほうは少しおくれで出発ということになります。その分、いろいろな要素が取り入れられて、より効果的なものができるんじゃないかなというふうに思っておりますが、本ファミリーサポートセンターの設置については、市長の公約にもなっておりますので、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 今、答弁にもございましたように、14市中、10の市で運営されているということでございますが、ちょっとおくれたりしてはなかるうかという印象も受けるわけですが、市長の公約にも入っておりますが、一生懸命やろうという取り組みは理解するところでございます。せっかく、そういう先進事例もたくさんございますので、先ほど答弁ございましたように、いいとこ取りと言っては失礼ですが、そういったものも考えられると思います。

私どもの会派、先月12日、非常に暑かったお盆前でございますが、先進地の1つである四国の今治市に視察研修に行つてまいりました。ファミリーサポートセンターを初め、14の子育て支援事業に取り組んでおります。まさに、子育てをする方にきめ細かくサービスが提供できるシステムが構築されておるのが感じられました。提供会員の確保へは、人間関係のトラブル等、課題もありますが、こんな文言があります。「トラブルを否定するものではなく、起きて大丈夫なルールをつくる」、これ参考でございますが、検討委員会などにおいては、ぜひ先進事例等をしっかりと検証されまして、できることから着実な体制を構築し、安心して、そして利用しやすいファミリーサポートセンターとなりますことをご期待申し上げまして、この項の質問を終わりたいと思つています。

今回、合併における財政優遇措置、さらには5年間の財政状況の検証と、21年度の決算を受け、財政面の確認をさせていただきました。厳しい財源の中での財政運営ではありますが、おおむね健全な運営が確認され、全庁挙げての取り組みに一定の評価をさせていただきたいと思つています。

また、市政運営においては、厳しい財政の中ですが、市民の皆様と行政が一体となって取り組む協働のまちづくりの諸施策等々、希望が持

てるまちづくりにさらなる市政の運営をご期待いたし、会派那須塩原21の代表質問を終わりいたします。

議長（君島一郎君） 以上で、那須塩原21の会派代表質問は終了いたしました。

以上で、会派代表質問、通告者の質問は全部終了いたしました。

会派代表質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

会派代表質問を終わります。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時42分

平成 2 2 年第 4 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 2 年 9 月 6 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 会派代表質問

1 4 番 中村芳隆議員

- 1 . 合併特例法による財政優遇措置の検証と今後の財政運営について
- 2 . 平成 2 1 年度決算概要と平成 2 3 年度予算編成への方針について
- 3 . 「市民との協働によるまちづくり」について
- 4 . 「ファミリーサポートセンター事業」について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	荒	川	正	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	臼	井		淨	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	斉	藤		誠	議事課長	齋	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作	議事調査係	佐	藤	吉	将